

システム認定取得と内部検証の手順について

システム認定とは、エコリーフを作成する事業者が、それに必要な7つの各システムを保有し、それを適切・有効に機能させていることを、“製品環境データ集積システム要求事項”に沿って審査し、認定することです。このシステム認定を得た事業者が作成した環境ラベルは、企業内検証（内部検証）を終えれば公開することができます。

【システム認定審査の流れ】

1. 製品環境データ集積システム認定の申請

システム認定審査を受ける場合は、製品環境データ集積システム認定申請書（F-13）および基礎調査書にて、当室へ申請ください。

2. システム認定審査の実施

エコリーフのシステム審査員が、原則として以下4つの審査を実施します。

①マニュアル審査 ②初審査 ③本審査 ④サイト審査

3. 製品環境データ集積システム認定判定結果通知

製品環境データ集積システム認定審査の結果は、審査員により評価レビューパネルで報告され審議を受けます。審議の結果は、当室より製品環境データ集積システム認定判定結果通知書（F-14）にて通知されます。

